

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程

(規程の制定)

第1条 この規程は、外国人対応運転者登録認定機関設置要綱(以下、「設置要綱」という。)第5条の規定に基づき認定基準等を定める。

(応募資格)

第2条 本規程に基づく認定を受けようとする者の応募資格は次のとおりとする。

- 2 大阪府内の法人タクシー会社(以下、「事業者」という。)に運転者として雇用されている者であって事業者から推薦された者又は個人タクシー事業者であって加盟する事業者団体の支部(以下、「団体支部」という。)から推薦された者。
- 3 申請日を含み申請日前3年間にタクシー業務に関して道路交通法違反(反則制度に基づく累積点数が3点以上及び運転免許の効力の停止以上の処分)及び道路運送法で行政処分(事業者運転者は、平成26年1月27日付け「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」(近畿運輸局長公示)で文書警告以上の行政処分等、個人タクシー事業者は、平成26年1月27日付け「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(近畿運輸局長公示)で文書警告以上の行政処分等)を受けたことがない者。
- 4 輸送の安全の確保について
タクシー輸送の安全を確保するため、満65歳以上の運転者については、申請日を含み申請日前1年間に次のいずれかの適齢適性診断等を受診又は受講した者とする。
ア) 独立行政法人自動車事故対策機構若しくは国土交通大臣から認定を受けた適性診断実施者が実施する「適齢適性診断」
イ) 府県公安委員会が実施する「高齢者講習」
ウ) 公益財団法人大阪タクシーセンター(以下、「センター」という。)が実施する「高齢運転者安全運転研修」
- 5 外国語能力について、英語については、公益財団法人日本英語検定協会の2級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能な者(事業者又は団体支部が認めた者)とする。中国語については、一般社団法人日本青少年育成協会(HSK)の3級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能な者(事業者又は団体支部が認めた者)とする。韓国語については、公益財団法人韓国教育財団の3級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能な者(事業者又は団体支部が認めた者)とする。
- 6 大阪の観光知識について「なにわなんでも大阪検定」3級合格者以上の者若しくは同等レベルの知識を有する者(従来から外国人に観光案内を行っている者で事業者又は団体支部が認めた者)。
- 7 上級(expert)レベルの認定に係る応募資格は別途検討する。

(認定基準)

第3条 設置要綱第1条の目的を達成するため、登録する種別ごとに次の各項目について

認定基準を定める。

(1) 実務研修（講義：外国語・観光・接遇）の基準

- ① 外国語研修講義は外部講師（（公財）大阪国際交流センター）による研修を実施し、第4条に記載する研修項目の全てについて審査に合格すること。
- ② 観光研修講義は外部講師（大阪商工会議所推薦団体等の講師）による研修を実施し、第4条に記載する研修項目の全てを受講すること。
- ③ 接遇研修講義はセンター職員若しくは外部講師による研修を実施し、第4条に記載する研修項目の全てを受講すること。

(2) 実地研修（まちあるき体験）

各受講者が大阪府下の主要な観光地を見て見識を深めるよう努めること。

（研修項目及び審査項目等）

第4条 認定基準に基づく研修項目及び審査項目並びに合格基準等は別に定める「外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準細則」（以下、細則という。）に明記する。

（更新）

第5条 認定の有効期限は3年間とする。ただし、認定登録者で更新を希望する者は認定証に附した有効期限2ヶ月前から申請を行い更新することができる。更新は外国人対応運転者登録認定機関（以下、「認定機関」という。）が別途定めた細則に基づくフォローアップ研修を受講した者に対して認めることとする。

なお、認定の更新に当たって、タクシー業務で道路交通法違反及び道路運送法違反で反則金等や行政処分を受けている場合は、認定の更新は行わない。

（認定証等の返納・取消）

第6条 第5条による認定の更新を行わない者及びタクシー運転者を辞める者は、認定証、インターナショナルビジターズタクシーロゴ車体表示（3枚）及び同ロゴサンバイザー表示及び運転者証を返納する。また、認定運転者としてふさわしくない行為があったと認定機関が審議し判断した場合は、その認定を取り消しする。

（教本の作成）

第7条 実務研修に使用する教材は、行政、関係機関、関係団体等の助言を得てセンターが作成する。

（実施主体等）

第8条 実務研修の実施主体は当分の間センターが認定機関から委託を受けて行う。この場合、センターは実務研修の実施に当たって必要となる経費に充当するため、研修受講者から研修受講料を徴収する。

なお、新たな組織として「外国人観光予約センター（仮称）」（以下、「予約センター」という。）が設立され運用を開始したときは、本規程の運用を予約センターに引き継ぐものとする。

（実施時期等）

第9条

- 1 本規程の運用は平成27年度から実施し、各外国語の公募・研修・試験は原則年2回とする。

- 2 受講料は第3条の(1) 実務研修（講義：外国語・観光・接遇）の全てに対して5,000円とする。
- 3 試験の実施時期は実務研修後1月以内に行い、受験料は2,000円とする。再受験については細則で定める。
- 4 研修・試験の実施日はセンターが前もって公表する。

(その他)

第10条 設置要綱に基づく運転者以外が行う外国人に対する輸送サービスの提供に当たっては、センターが必要最小限のコミュニケーションが可能な運転者の育成を行うための外国語研修を引き続き実施するとともに、必要に応じて集合研修を実施し運転者の資質の向上に努めることとする。

なお、当面はコミュニケーション・シートや既存のパンフレットをタクシー車内に備え付け対応する。もしくは無料翻訳アプリの活用を推進する。

(附則)

1. この要綱は平成27年3月18日から施行する。
2. 平成28年3月10日一部改正